

大野東中学校校則と大野城市新制服統一規定

【学校生活をみんなが安心・安全に過ごせるようにするための約束事】

- ① 自分の安全を守れるようにすること。
- ② 周りの迷惑にならないこと。
- ③ 公共の場(学校・入試・面接・式典など)としてふさわしい恰好であること。
※ 個人のコンプレックスなどの相談には柔軟に対応していきます。担任の先生や各学年の先生に遠慮なく相談するようにしましょう。

頭髪規定

- 前髪は目にかからないようにすること。
(目にかかる場合はピンやカッチン留めでとめて目にかからないようにする。)
- 後ろ髪は肩にかからないようにすること。
(肩にかかる場合はゴムで結ぶようにする。)
- ピンやゴムは黒・紺・茶・グレーの華美でない物を必要最低限とすること。
- 爪は、手のひらから見て、爪がみえないようにする。
- 染髪、脱色は禁止とする。
- パーマやストレートパーマは禁止とする。
- 整髪料(ワックス等)の使用は禁止とする。
- まゆ毛は、そったり、抜いたり手を加えることは原則禁止とする。(そろえることも禁止とする。)
- 化粧(マスカラ・ビューラー・アイプチ・ネイルを含む)は禁止とする。
- ピアスの穴を開けたり、ピアスをつけたりするなど、装飾品をつけることを禁止とする。

大野城市統一制服規定

制服は、大野城市指定または大野東中学校指定の制服を着用する。また、体型に合った制服を着用し、正しく着こなすこと。

新制服への移行期間は令和6年4月から令和11年3月末までの5年間とします。移行期間中は、兄弟等からのいわゆる「お下がり」や、リユースの旧制服の着用も可能とします。旧制服の規定に関しては別途お知らせいたします。

令和9年度の新入生からは、原則として全員新しいブレザータイプの制服を着用とします。

1 目的

この規定は、大野城市立中学校の生徒自身が気温・体調等を踏まえ、TPOに応じた制服をきることでできる力(自己指導能力)を身に付けることを目的とする。

2 着用期間

原則、夏季及び冬季・合服の服装は、気候や体調に応じて自己決定する。ただし、学校行事等の場合は、学校が指定した服装に限る。

3 制服(必ず準備が必要なもの)の購入

(1) 市が認証する制服販売店で必ず購入するもの

①「ブレザー」

※男女兼用型。販売店によっては、「Ⅰ型(男子体型に合う物)」「Ⅱ型(女子体型に合う物)」という表記がある。

②「ボトム（オールシーズンタイプ）」

※「スラックス」か「スカート」を選択。販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」という表記がある。

③「ネクタイ・リボン」

※「ネクタイ」か「リボン」を選択。デザインは学校ごとに異なるため、学校指定のデザインを購入する必要がある。ネクタイとリボンの両方を購入し、付け替えることも可能である。

(2) 市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で必ず購入するもの

①「白の長袖シャツ（カッターシャツ）」※必ず1枚は購入

※柄やワンポイント等がない白い生地。ボタンは白色または透明。ボタングウン可。胸ポケット付のもの。

※式典等の制服着用時には、白い長袖シャツを着用する。

②「ブルーの長袖シャツ（カッターシャツ）」

※柄やワンポイント等がないブルー生地。ボタンは白色または透明。ボタングウン可。胸ポケット付のもの。

※ブルーの基準については、業者サンプル（薄いブルー）を基準にする。

※紺やグレーは不可とする。

<令和4・5年度入学の在校生について>

①新制服を購入することも旧制服を購入することも可能（新1年生が新規で旧制服購入は不可）

②新制服と旧制服が入り混じって着ることは可能。特に夏服は、ポロシャツ可。

4 冬季向き服装（長袖シャツ・ブレザー着用時）の規定

(1) 「ブレザー」

①ブレザーは、市が認証する制服販売店で購入とする。

②男女兼用型であり、市指定の標準型とする。

※販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」もある。

③学校が指定する式典（始業式・終業式・入学式・卒業式）等では、必ずブレザーを着用することとする。ただし、7月終業式・9月始業式は、着用しなくてもよいとする。

④ブレザー着用時には、ボタンを留めるが、一番下だけは開けて留めることとする。ただし、着席時はすべてを開けても良いこととする。

⑤ブレザーの下には、市指定のシャツ（長袖、半袖）を着用する。その際、シャツ（長袖、半袖）の裾はスラックス及び、スカートの中へ入れることとする。

⑥長袖シャツの下には、インナーを着用とする。

※インナーは白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。（ワンポイント可）

(2) 「ボトム」

①ボトムは、市が認証する制服販売店で購入とする。

②「スラックス」「スカート」から選択とする。

※販売店によっては、「Ⅰ型（男子体型に合う物）」「Ⅱ型（女子体型に合う物）」もある。

③スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。

※業者が採寸後、仕立てる時の長さが基準になる。

(3) 「長袖シャツ（カッターシャツ）」

①上衣（白またはブルーの長袖シャツ）は、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入

可能とする。

※原則、カッターシャツとし、長袖ポロシャツは不可とする。

※学校が指定する式典等の制服着用時は、白い長袖シャツを着用する。(必ず1枚は購入)

②柄やワンポイント等がない白またはブルーの生地とする。

※ボタンダウンのシャツも可とする。

③ボタンは白色または透明とする。

④胸ポケット付のものとする。

⑤長袖シャツは、ズボンの中に入れて着用とする。

⑥長袖シャツの下には、インナーを着用とする。

※インナーは白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。(ワンポイント可)

(4)「ベルト」

①ベルトは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。

②スラックスを履く際は、ベルトループの大きさに合うベルトを着用とする。(3cm程度)

③ベルトの色は黒・濃紺・茶の単色とする。

※スタッズベルト等は不可とする。

(5)「ネクタイ」「リボン」

①ネクタイ、リボンは、市が認証する制服販売店で購入とする。

②「ネクタイ」「リボン」から選択とする。

※ネクタイとリボンの両方を購入し、付け替えることも可能である。

③学校が指定する式典等の制服着用時には、白い長袖シャツにネクタイ・リボンを使用とする。

④11月から4月までの期間で、長袖シャツを着用する際には、ネクタイ・リボンを使用とする。

5 夏季向き服装(半袖ポロシャツ着用時)の規定

(1)「ボトム」

①夏用タイプのボトムは、市が認証する制服販売店で購入とする。

②夏用タイプの購入は任意とする。

③「スラックス」「スカート」から選択とする。

※販売店によっては、「Ⅰ型(男子体型に合う物)」「Ⅱ型(女子体型に合う物)」もある。

④スカートの丈は直立姿勢で膝が隠れる程度の長さとする。

※業者が採寸後、仕立てる時の長さが基準になる。

(2)「半袖ポロシャツ」

①半袖ポロシャツは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。

※長袖ポロシャツは不可とする。

②半袖ポロシャツの購入は任意とする。

③ワンポイントなどない白または紺の単色・無地の半袖ポロシャツとする。

④ボタンは、生地と同色または透明のものとする。

⑤胸ポケット付きのものとする。

⑥半袖ポロシャツは、ズボンの中に入れて着用とする。

⑦半袖ポロシャツの下には、インナーを着用とする。

※インナーを着用する際は白・黒・紺・グレー・茶の無地とする。(ワンポイント可)

- ⑧半袖ポロシャツの上から、サマーベストとして、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入したものを着用しても可とする。(ベストの規定を参照する。)

(3)「ベルト」

- ①ベルトは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
- ②スラックスを履く際は、ベルトループの大きさに合うベルトを着用とする。(3cm程度)
- ③ベルトの色は黒・紺・茶の単色とする。
※スタッズベルト等は不可とする。

(4)「ネクタイ」「リボン」

- ①半袖ポロシャツ着用時には、ネクタイ・リボンは不要とする。
※5月から10月に長袖シャツを着用する際は、ネクタイ・リボンは不要とする。

6 その他の規定

(1)「名札」

- ①名札は、学校で指定された「ネームプレート」「簡易ネームプレート」または、「ストラップ付ネームケース」を着用とする。
- ②登校した際は、指定の場所から取り、左胸ポケットに着用とする。(朝の会で確認)
- ③下校する際は、名札を外し、指定の場所に戻すとする。(帰りの会で確認)

(2)「靴下」

- ①白・黒・紺・グレーの靴下を着用し、ワンポイントは可とする。
- ②ベージュもしくは黒色のストッキング、タイツの使用は可とする。その際靴下を着用しなくても良い。

(3)「ベスト」

- ①ベストは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
- ②ベストの購入は任意とする。
- ③色は、白・黒・紺の3色で、単色、無地、ワンポイントなしのものとする。その際、ジャケットからはみださないように着用とする。
- ④ネクタイ、リボンが隠れない襟(Vネック)のものとする。
- ⑤名札を必ず着用する。(安全ピンやストラップ等で対応)
- ⑥サマーベストとしての着用も可とする。

(4)「セーター」

- ①セーターは、市が認証する制服販売店及び、一般の店舗等で購入可能とする。
- ②セーターの購入は任意とする。
- ③色は、白・黒・紺の3色で、単色、無地、ワンポイントなしのものとする。その際、ジャケットからはみださないように着用とする。
- ④ネクタイ、リボンが隠れない襟(Vネック)のものとする。
- ⑤名札を必ず着用する。(安全ピンやストラップ等で対応)

(5)「くつ」

- ①上靴は、学校指定のものを使用し、かかとに記名する。
- ②下靴は、白・紺・グレー・黒の運動靴とする。

防寒着規定

- 防寒着は、ウインドブレーカー、手袋、マフラー、ネックウォーマーとする。（ニット帽、耳当ては不可とする。）
- ウインドブレーカーは学校指定のものとする。
- 登下校時と部活動時に着用する。
- 防寒着は校舎内では着用しない。登下校時は教室でウインドブレーカーを脱着することとする。その他、防寒具については、昇降口で脱着することとする。
- ウインドブレーカーはファスナー、ボタンを閉めて着用する。

その他服装に関する規定

【運動靴】

- 白、黒、紺、グレーの運動靴とする。

【上靴】

- 学校指定のものとする。かかとに記名をする。

【靴下】

- 白、黒、紺、グレーの靴下を着用すること。ワンポイントまでは許可する。
- ベージュもしくは黒色のストッキング、タイツの使用は可とする。その際、靴下を着用しなくてもよい。

【バック】

- バックは学校指定のリュックとサブバックとする。
- アクセサリー類は、自分のカバンがすぐに分かるように、手のひらサイズ以下の物を1つのみ着けてよい。

【その他】

- リップクリーム、日焼け止め、汗拭きシートは無色・無香料の物とする。使用は教室や部活動の更衣場所のみとする。
- 学校に不必要なものの持ち込みを禁止する。